

令和6年度(2024年度)

水 防 計 画 書

熊 本 県

本 編 目 次

第 1 章	総 則	P	1
第 1 節	目 的	P	1
第 2 節	用 語 の 定 義	P	1
第 3 節	水 防 の 責 任 等	P	3
第 4 節	津波における留意事項	P	4
第 5 節	安 全 配 慮	P	5
第 2 章	水 防 組 織	P	5
第 1 節	水 防 本 部	P	5
第 2 節	水 防 区 本 部	P	6
第 3 節	水 防 管 理 団 体	P	7
第 4 節	水 防 協 議 会	P	7
第 3 章	重 要 水 防 区 域 等	P	8
第 4 章	気 象 予 警 報 等 ・ 観 測 ・ 通 信 連 絡	P	8
第 1 節	気 象 予 警 報 等	P	8
第 2 節	雨 量 ・ 水 位 等 の 観 測 及 び 通 報	P	9
第 3 節	水 防 情 報 等 の 連 絡 系 統	P	9
第 5 章	洪 水 予 報 ・ 水 位 到 達 情 報 ・ 水 防 警 報	P	10
第 1 節	洪 水 予 報 河 川 に お け る 洪 水 予 報	P	10
第 2 節	水 位 周 知 河 川 に お け る 水 位 到 達 情 報	P	11
第 3 節	水 防 警 報	P	12
第 6 章	水 防 活 動	P	14
第 1 節	待 機 ・ 準 備 ・ 出 動	P	14
第 2 節	警 戒 ・ 水 防 作 業 ・ 解 除	P	15
第 3 節	ダ ム ・ 水 門 等 の 操 作	P	16
第 7 章	通 信 ・ 連 絡 及 び 輸 送	P	16
第 1 節	通 信 ・ 連 絡	P	16
第 2 節	輸 送	P	17
第 8 章	水 防 資 材 の 備 蓄 配 置	P	17
第 1 節	県 の 備 蓄 配 置	P	17
第 2 節	水 防 管 理 団 体 の 備 蓄 配 置	P	17

第 9 章	水 防 標 識 及 び 信 号	P 18
第 1 節	水 防 標 識	P 18
第 2 節	水 防 信 号	P 18
第 10 章	費 用 負 担 と 公 用 負 担	P 18
第 1 節	費 用 負 担	P 18
第 2 節	公 用 負 担	P 18
第 11 章	水 防 報 告	P 19
第 12 章	水 防 管 理 協 定 等	P 20
第 13 章	河川管理者の水防管理団体への協力	P 20
第 14 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の 確保及び浸水の防止	P 21
第 15 章	水 防 協 力 団 体	P 22

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、熊本県における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用 語 の 定 義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 水防管理団体
水防の責任を有する市町村をいう（法第 2 条第 2 項）。
- (2) 指定水防管理団体
水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定した団体をいう（法第 4 条）。
- (3) 水防管理者
水防管理団体である市町村の長をいう（法第 2 条第 3 項）。
- (4) 消防機関
消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。
- (5) 消防機関の長
消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。
- (6) 水防団
法第 6 条に規定する水防団をいう。
- (7) 洪水予報河川
国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定したそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。
- (8) 水防警報
国土交通大臣又は県知事が、洪水、高潮又は津波により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、洪水、高潮又は津波によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。
- (9) 水位周知河川
国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上従来又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通

大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第１３条）。

(10) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、または氾濫発生情報のことをいう。

(11) 水防団待機水位（通報水位）

水防のため、氾濫注意水位に達する前に観測、通報を開始するよう指定された水位をいう（法第１２条第１項に規定される通報水位）。

(12) 氾濫注意水位（警戒水位）

河川の水位が相当に上がり、警戒にあたることを必要とする水位をいう（法第１２条第２項に規定される警戒水位）。

(13) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(14) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位をいう。
市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第１３条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(15) 洪水特別警戒水位

法第１３条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(16) 重要水防箇所（重要水防区域）

河川の氾濫又は高潮により、特に重大な災害が予想され、嚴重な水防が必要であると認められる箇所（区域）をいう。

(17) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定されるとして、国又は県が指定した区域をいう（法第１４条）。

(18) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人、その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第３６条第１項）。

(19) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域で

あって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）。

第 3 節 水 防 の 責 任 等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

（１） 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。（法第3条の6）

主な事務は、次のとおり。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑤ 水位情報の通知及び周知（法第13条）
- ⑥ 水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑦ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑧ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- ⑨ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑩ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑪ 緊急時の水防管理者、消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑫ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑬ 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- ⑭ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑮ 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

（２） 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）

主な事務は、次のとおり。

- ① 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ② 水位の通報（法第12条第1項）
- ③ 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ④ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示（法第15条の2）
- ⑤ 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑥ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑦ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑧ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑨ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑩ 公用負担（法第28条）

- ⑪ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑫ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑬ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ⑭ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑮ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑯ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑰ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑱ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

（3） 国土交通省の責任

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ③ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ④ 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ⑤ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑥ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦ 重要河川における県知事に対する指示（法第31条）
- ⑧ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑨ 県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- ⑩ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）

（4） 居住者等の義務

- ① 水防への従事（法第24条）
- ② 水防通信への協力（法第27条）

（5） 水防協力団体の義務

- ① 決壊の通報（法第25条）
- ② 決壊後の処置（法第26条）
- ③ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ④ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- ⑤ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が

可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第 5 節 安全配慮

洪水、内水、高潮又は津波等いずれの場合においても、危険を伴う水防活動等に従事する者の安全が確保されるよう配慮するものとする。

水防作業のほか、避難誘導、水門（閘門）操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。

- ① 当該従事者自身の避難時間も考慮した活動内容であること。
- ② 危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
- ③ 作業時の安否確認のため、非常時にも利用可能な通信機器を携帯すること。
- ④ 作業時には、最新の気象情報等が入手可能なようにラジオ等を携帯すること。
- ⑤ その他、地域の実状に応じた安全確保に配慮すること。

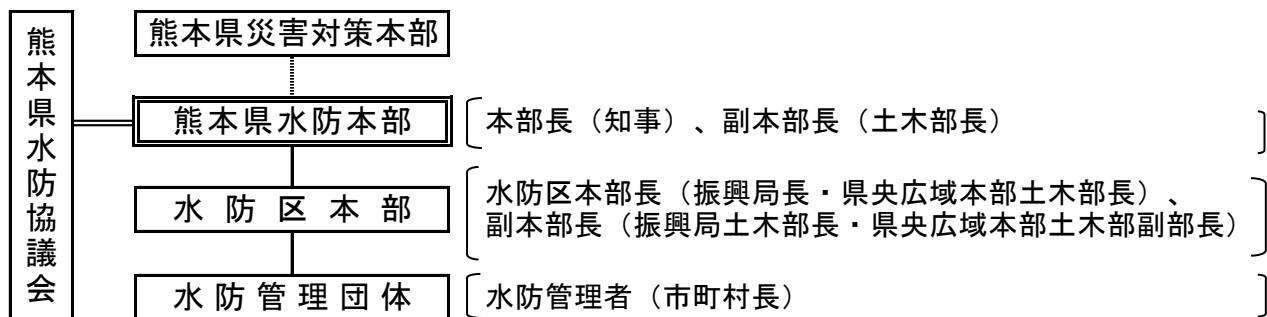
第 2 章 水防組織

第 1 節 水防本部

県は、熊本地方気象台から水防に関する気象予警報の通知を受け、洪水、内水、高潮又は津波のおそれがあると判断したときから、その洪水、内水、高潮又は津波に対する危険が解消するまでの間、熊本県庁内に水防本部を設置する。

なお、熊本県災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の土木対策部として水防業務を遂行する。

（１） 県の水防組織

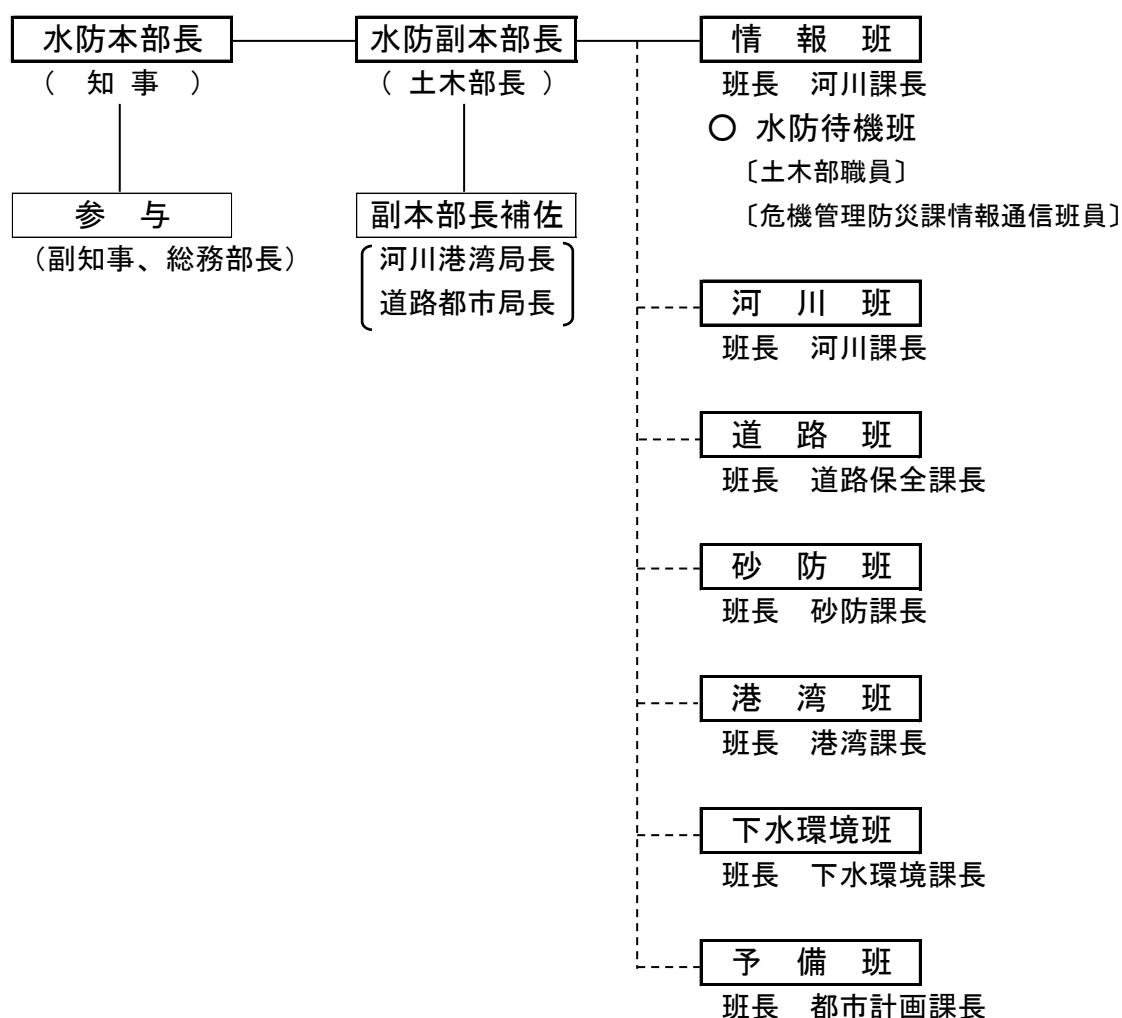


（２） 水防本部の組織

水防本部を設置した場合は、土木部各課職員及び危機管理防災課職員（河川課兼務）で班編成する情報班により水防待機を開始する。

なお、大規模（県民経済上重大な損害が生ずる）な災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合及び水防本部長が必要と認める場合には、次の組織

表に基づき、各班を組織し、本部各班長は水防本部長の指揮を受け、所管する施設の水防に関する業務の遂行にあたるものとする。



第 2 節 水 防 区 本 部

熊本土木事務所及び各地域振興局（以下「各地域振興局等」という。）は、熊本地方気象台から水防に関する気象予警報の通知を受け、洪水、内水、高潮又は津波のおそれがあると判断したときから、その洪水、内水、高潮又は津波に対する危険が解消するまでの間、各地域振興局等内に水防区本部を設置する。

なお、組織改編に伴い、当面の間、水防区本部の設置については弾力的な運用を図ることとする。

- (1) 水防区は、各地域振興局等管内ごととし、その地域振興局等内に水防区本部を置く。
- (2) 水防区本部長に各地域振興局長（県央広域本部土木部長）、水防区副本部長に振興局土木部長（県央広域本部土木部副部長）を充てる。
 なお、水防区本部の水防待機については、熊本県地域防災計画及び熊本県水防計画、熊本県水防待機実施基準・実施要領等に基づき、水防区本部の水防待機実施要領等を定め、水防活動の万全を図るものとする。
- (3) 水防区毎に、毎年、梅雨期前に水防連絡会を開催する。
- (4) 連絡会は水防区本部が主催し、国土交通省九州地方整備局河川国道・河川事務所、警察署、隣接地域振興局、管内水防管理団体及び水防関係機関が集まり

会議を行う。

- (5) 会議は水防計画についての周知、情報の交換、水防に関する通信連絡応援等について協議し、もって水防活動に資するものとする。
- (6) 水防区本部長は、1河川が2以上の水防区にわたる場合は、関係水防区本部間であらかじめ連絡、協力方法を決定しておかなければならない。

第3節 水防管理団体

(1) 指定水防管理団体

水防管理団体は、区域の水防を十分に果たすため、水防体制を確立し、消防機関等を組織しておくものとする。

なお、水防上、公共の安全に重大な関係のある指定水防管理団体は、資料編【Ⅲ-16】のとおり。

(2) 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は、水防法第33条の規定に基づく水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、当該団体の水防協議会（又は防災会議）に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。また、併せて、その要旨を公表するよう努めるものとする。

なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を策定しておくことが望ましい。

(3) 水防訓練

① 水防法第32条の2による指定水防管理団体の水防訓練は、毎年、出水期前に行うものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

なお、非指定水防管理団体においても、毎年、水防訓練を行うよう努めるものとする。

② 水防訓練は、通信・連絡、出動・警戒、水防（工法）作業、水門等の操作、避難等について行うものとするが、適宜選択して重要な事項について重点的に実施する。また、地域住民の水防意識の高揚に資するよう考慮するものとする。

(4) 都道府県大規模氾濫減災協議会

知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組みを推進するものとする。

第4節 水防協議会

熊本県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、水防法第8条第1項の規定により熊本県水防協議会を設置する。

- (1) 熊本県水防協議会に関し必要な事項は熊本県水防協議会条例（昭和25年6月19日熊本県条例第31号）に定める。また、議事運営に関し必要な事項は水防協議会運営要領に定める。
- (2) 熊本県水防協議会の構成は資料編【Ⅲ-17】のとおりとする。

第3章 重要水防区域等

洪水時に危険が予想され、重点的に巡視・点検をする必要がある箇所を重要水防区域として指定し、堤防等の状況により重要度を設定している。管内水防区域のうち、重要水防区間及び重要水防箇所については、資料編【I】のとおりである。

第4章 気象予警報等・観測・通信連絡

第1節 気象予警報等

- (1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

熊本気象台長は、気象等の状況により洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を九州地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

※ 具体的（詳細）な基準は資料編【Ⅲ－１】参照

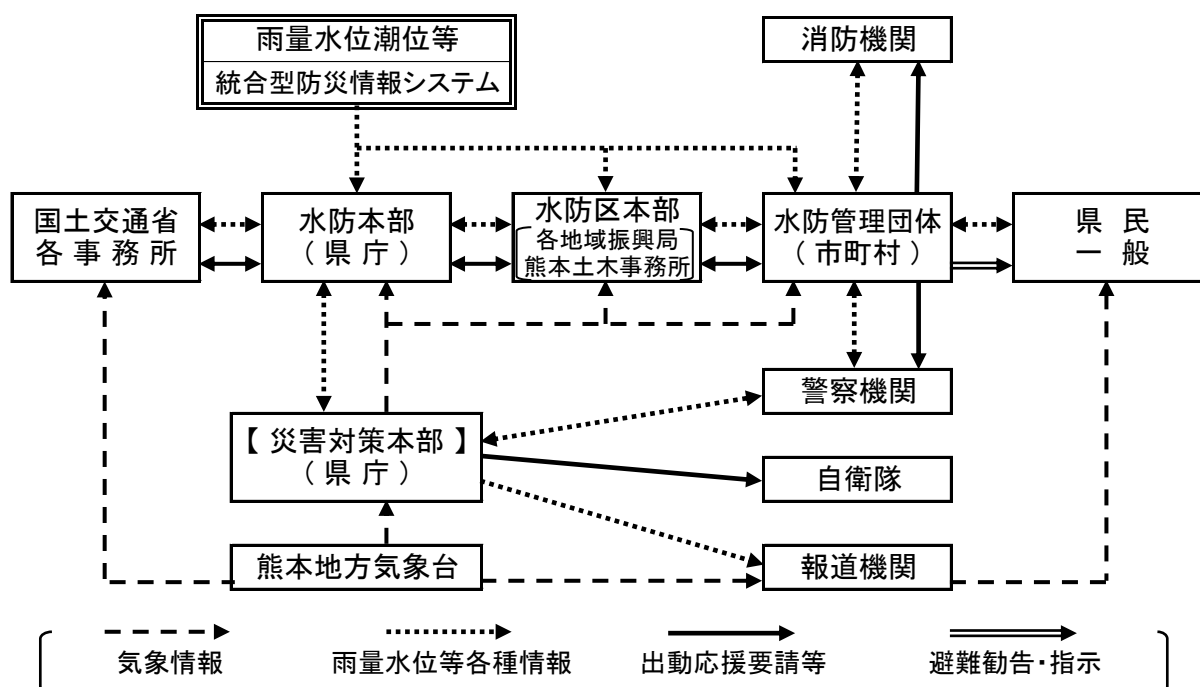
第２節 雨量・水位等の観測及び通報

雨量・水位等の観測局は資料編【Ⅱ－１～３】のとおりであり、観測した雨量・水位等の情報は、県のホームページにより一般に公開している。

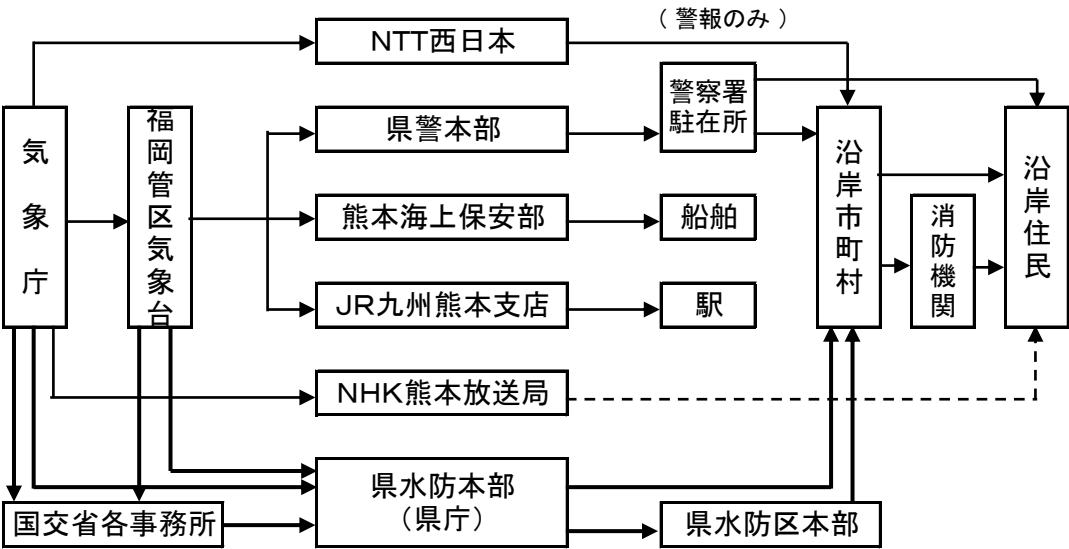
「熊本県統合型防災情報システム」（URL） <http://www.bousai.pref.kumamoto.jp>
（システムの概要は資料編【Ⅱ－６】のとおり。）

第３節 水防情報等の連絡系統

水防における通信連絡は無線・有線通信網により行うものとし、連絡にあたっては、確実を期すため着信確認を行うものとする。また、その系統図は次のとおりである。



※ 津波に関する予報伝達系統図〔上記以外の主な系統〕



第 5 章 洪水予報・水位到達情報・水防警報

第 1 節 洪水予報河川における洪水予報

国が行う洪水予報

水防本部長は、国土交通大臣が指定した洪水予報河川について、国から洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通知するとともに、確実を期するため、着信確認を行うものとする。

① 通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき

- ② 洪水予報河川と実施区間は、資料編【Ⅲ-3-①】のとおり。
- ③ 洪水予報の対象となる基準水位観測所及び設定水位は、資料編【Ⅲ-3-②(新規)】のとおり。
- ④ 伝達系統図及び洪水予報文例は、資料編【Ⅲ-4】のとおり。

第 2 節 水位周知河川における水位到達情報

(1) 国土交通大臣が行う水位到達情報の通知

水防本部長は、国土交通大臣が指定した水位周知河川について、国土交通大臣から水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通知するとともに、確実に期するため、着信確認を行うものとする。

① 通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき

② 国が水位到達情報の通知を行う河川(水位周知河川)と実施区間は、資料編【Ⅲ-5-①】のとおり。

③ 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所及び設定水位は、資料編【Ⅲ-5-②(新規)】のとおり。

④ 伝達系統図及び水位到達情報の通知文例は、資料編【Ⅲ-5-③(新規)】のとおり。

(2) 知事が行う水位到達情報の通知

水防区本部長は、知事が指定した水位周知河川について、水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)等に達したときは、その旨を当該河川の水位を示して関係水防管理者及び水防本部長に通知するとともに、確実に期するため、着信確認を行うものとする。

水防本部長は、水防区本部長から水位到達情報の通知を受けたときは、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

① 通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき

氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき

- ② 水防区本部長が水位到達情報の通知を行う河川（水位周知河川）と実施区間は、資料編【Ⅲ-7-①】のとおり。
- ③ 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所及び設定水位は、資料編【Ⅲ-7-②】のとおり。
- ④ 伝達系統図及び水位到達情報の通知文例は、資料編【Ⅲ-7-④、⑤】のとおり。

第 3 節 水 防 警 報

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

水防本部長は、法第 16 条に基づき国土交通大臣が指定した河川について、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通知するとともに、確実に期するため、着信確認を行うものとする。

① 水防警報の種類と発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準については、次のとおり。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に、氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

- ② 国土交通大臣が水防警報を行う河川は、資料編【Ⅲ-6-①】のとおり。
- ③ 水防警報の対象となる基準水位観測所は、資料編【Ⅲ-6-②】のとおり。
- ④ 水防警報連絡系統図及び水防警報文例は、資料編【Ⅲ-6-③、④】のとおり。

(2) 知事が行う水防警報

水防区本部長は、法第16条に基づき知事が指定した河川について、水防警報をしたときは、直ちに関係水防管理者へ通知するとともに、水防本部長へ通知するものとする。なお、確実を期するため、着信確認を行うものとする。

水防警報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて、関係住民に連絡するとともに、水防機関を待機させ、又は、必要に応じて、出動、その他の措置をとらせるものとする。

① 水防警報の種類と発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準については、次のとおり。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。
警 戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備(高齢者等においては避難の開始)をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。
厳 重 警 戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生の恐れがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき。

解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
-----	--	---

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

待 機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にとられず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。
準 備	
出 動	
警 戒	
厳 重 警 戒	
解 除	

- ② 知事が水防警報を行う河川及びその区域は、資料編【Ⅲ-7-①】のとおり。
- ③ 水防警報の対象となる基準水位観測所は、資料編【Ⅲ-7-②】のとおり。
 なお、水位計の欠測等により水位情報の通知及び周知ができない状況であることが判明した場合は、速やかに原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、関係機関及び水防管理者に報告すること。
 また、欠測が長期に及ぶことが見込まれる場合は、具体的な復旧期日を定めて関係機関等に周知すること。
- ④ 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲
 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲については、資料編【Ⅲ-7-③】のとおり。
- ⑤ 水防警報連絡系統図及び水防警報文例等は、資料編【Ⅲ-7-④、⑤】のとおり。

第 6 章 水 防 活 動

水防管理者は、次に示す基準により、あらかじめ定めた計画に従って、水防機関に待機、準備、出動、警戒、水防作業等の水防活動を適切に行わせるものとする。

第 1 節 待 機 ・ 準 備 ・ 出 動

(1) 待機

水防管理者は、次の場合、水防機関を待機させるものとする。

- ① 水防警報河川にあっては、「待機」の水防警報が発表されたとき。
- ② その他の河川にあっては、水防団待機水位に達した通知を受けた後、気象情報、水防情報（雨量・水位）を十分監視して、県水防計画に定めた氾濫注意水位に達すると思われるとき。

(2) 準備

水防管理者は、次の場合、水防機関に対し、出動の準備をさせるものとする。

- ① 水防警報河川にあっては、「準備」の水防警報が発表されたとき。
- ② その他の河川にあっては、水防団待機水位に達した通知を受けた後、気象情報、水防情報（雨量・水位）を十分監視して、県水防計画に定めた氾濫注意水位を突破すると思われるとき。

(3) 出動

水防管理者は、次の場合、水防機関を出動させるものとする。

- ① 水防警報河川にあつては、「出動」の水防警報が発表されたとき。
- ② その他の河川にあつては、河川の水位が、県水防計画に定められた氾濫注意水位を突破し、なお水位の上昇があり、かつ、気象情報、水防情報（雨量・水位）を十分監視して、警戒の必要が予測されるとき。

第 2 節 警 戒 ・ 水 防 作 業 ・ 解 除

（１） 監視及び警戒

水防管理者は出動命令を発したときから、水防機関の長は出動命令を受け、出動したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、堤防の異常（漏水・亀裂・法崩・越水等）の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合は、直ちに、水防作業を開始するものとし、その旨水防区本部長へ報告するものとする。また、水防上緊急の必要がある場合は、水防機関の長又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じ、あるいは、その区域内の居住者又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。

なお、水防管理者の出動命令については、水防に従事する者の安全に十分に配慮したうえで行うものとする。

（２） 水防作業

水防工法には種々なもの（資料編【Ⅲ-8】参照）があるが、その目的と資材人員等に応じて、最も適切なものを選定して水防作業を実施しなければならない。

（３） 非常事態の発生と応援等

堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、その区域の水防管理者は、直ちに、その旨を水防区本部長並びに氾濫のおそれのある隣接地域の水防管理者及びその他水防関係機関に通報しなければならない。

水防のため、緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは水防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限り、その求めに応じなければならない。なお、応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

また、水防上必要があるときは、所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

（４） 解除

- ① 水防警報河川にあつては、「解除」の水防警報の発表があつたとき。
- ② その他の河川にあつては、氾濫注意水位以下に下がって、再び、増水のおそれがなくなったとき。

第 3 節 ダム・水門等の操作

(1) ダム・水門等

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作（管理）規程等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河口部、海岸部の水門・閘門等

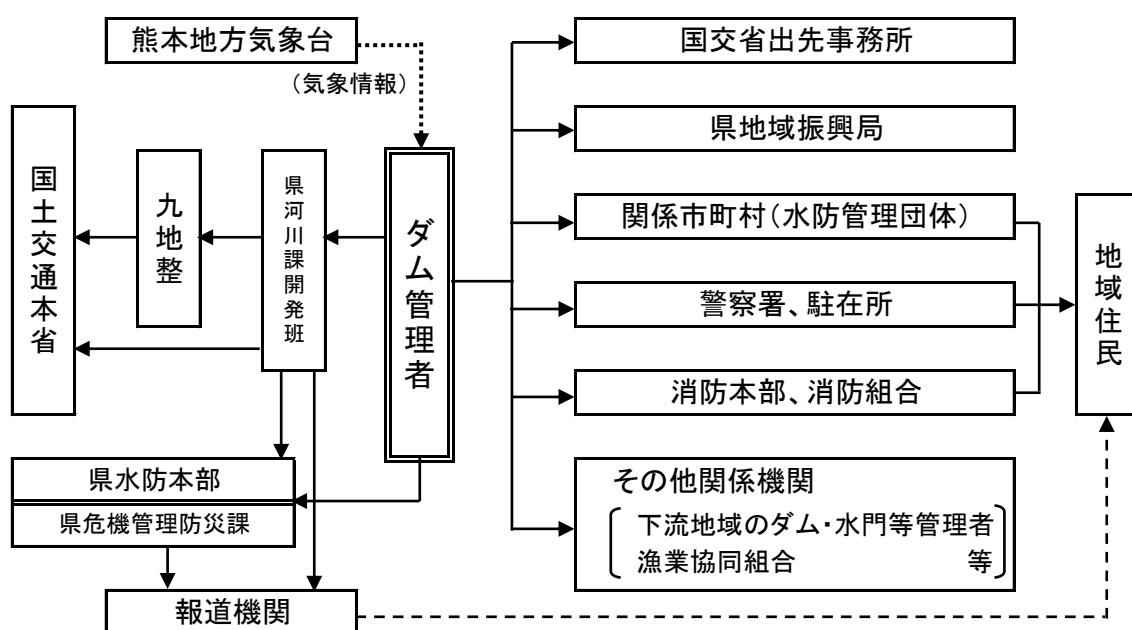
河口部、海岸部の水門・閘門等管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

特に、津波警報が発表された場合には、操作員の安全を最優先したうえで、各施設の操作（管理）規程等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(3) 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに、関係機関及び下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

(4) 連絡系統図



第 7 章 通信・連絡及び輸送

第 1 節 通信・連絡

(1) 非常・緊急時の通信・連絡

災害時における通信施設の利用は、通常、各々の災害対策関係機関の加入電話により通信連絡するが、非常・緊急時における市外通話の優先的利用を行うため、NTT西日本熊本支店と調整し、災害時優先電話の指定を受けておくものとする。

なお、非常・緊急電話として取り扱われるのは、水防機関相互の洪水等の通

報及び警報、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話に限られる。

(2) 非常通信の利用

一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- ① 熊本県警本部通信施設
- ② 九州地方整備局通信施設
- ③ 九州電力株式会社通信施設
- ④ 九州旅客鉄道株式会社通信施設
- ⑤ 熊本地方気象台通信施設

第 2 節 輸送

(1) 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送が確保できない場合、次に掲げる機関から、必要に応じて借り上げ、輸送の円滑化を図るものとする。

- ① 車両等の確保
 - ア) 公共的団体の車両等
 - イ) 輸送を業とする者の所有車両等
 - ウ) その他（自家用車両等）
- ② 鉄・軌道、空中輸送等の確保
 - ア) 必要に応じ、九州旅客鉄道株式会社熊本支社等に要請するものとする。
 - イ) 「自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。
- ③ 船舶の確保
 - ア) 公共的団体の船舶
 - イ) 海上輸送等を業とする者の所有船舶等

(2) 輸送経路図の作成

水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して、次のような輸送経路図を作成のうえ、所轄の県水防区本部長に提出しておくものとする。

- ① 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ② 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第 8 章 水 防 資 材 の 備 蓄 配 置

第 1 節 県 の 備 蓄 配 置

(1) 水防倉庫備蓄資材

水防区本部毎の水防倉庫備蓄資材は、資料編【Ⅲ-13】のとおり。

(2) 作業連絡用車両

水防区本部毎の作業連絡用車両配置状況は、資料編【Ⅲ-14】のとおり。

第 2 節 水 防 管 理 団 体 の 備 蓄 配 置

(1) 指定水防管理団体

指定水防管理団体は管内河川における水防が十分に行えるよう資材備蓄倉庫を設置し、下記基準により資器材を備蓄しておくものとする。

(2) その他の水防管理団体

指定水防管理団体以外の水防管理団体にあつては、本基準を参考として適宜、資器材を備蓄しておくものとする。

(3) 資器材の備蓄基準

備蓄倉庫 1 箇所当たりの備蓄基準は次表のとおりとする。備蓄倉庫には表札を掲げ、資器材の数量を表示すること。

かます 又は 麻袋	縄	杭木 2m 4m	竹 12cm	た こ づ ち	掛矢 又は ハンマー	なた 又は 斧	の こ ぎ り	ス コ ップ	つ る は し	担 棒	照 明 器	む し ろ
袋	kg	本	本	個	個	丁	丁	丁	本	本	本	枚
1,000	300	200	100	10	10	5	5	20	20	20	2	200

第 9 章 水 防 標 識 及 び 信 号

第 1 節 水 防 標 識

- (1) 水防法第 18 条、第 19 条に規定する優先通行及び緊急通行の車両の標識は、標旗は白地、水防管理団体名及びその図案は赤色とし、資料編【Ⅲ-9】のとおりとする。
- (2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

第 2 節 水 防 信 号

水防法第 20 条に規定する水防信号は、資料編【Ⅲ-10】のとおりとする。

第 10 章 費 用 負 担 及 び 公 用 負 担

第 1 節 費 用 負 担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第 41 条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。

また、応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担する。ただし、その金額及び負担の方法は、双方協議のうえ決定する。

第 2 節 公 用 負 担

- (1) 水防法第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
 - ② 土石、竹木その他の資材の使用及び収用
 - ③ 車両その他の運搬用機器の使用
 - ④ 工作物その他の障害物の処分
- (2) 水防法第28条第2項の規定により、公用負担の権限を行使した場合は「公費負担証票」(資料編【Ⅲ-11】参照)を2通作成のうえ、その1部を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けた者に対して水防管理団体は時価により、その損失を補償するものとする。

第11章 水防報告

- (1) 水防管理者及び水防区本部長は、水防活動が終了したときは、速やかに次の事項をとりまとめ、水防管理者にあつては、別記第1号様式により管轄水防区本部長に、水防区本部長にあつては、別記第2号様式により水防本部長(河川課取扱い)に報告しなければならない。
- ① 天候の状況
 - ② 出水の状況
 - ③ 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
 - ④ 堤防その他の施設等の異常の有無
 - ⑤ 水防作業の状況
 - ⑥ 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量
 - ⑦ 公用負担の種類及び数量
 - ⑧ 応援の状況
 - ⑨ 一般住民の出動状況
 - ⑩ 警察の援助状況
 - ⑪ 現地指導員の職氏名
 - ⑫ 避難のための立退きの状況
 - ⑬ 水防関係者の死傷
 - ⑭ 殊勲者及びその功績
 - ⑮ 今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見
- (2) 水防実施状況報告書の記載要領
- ① 第1号様式 (資料編【Ⅲ-12】参照)
 - 7) 各水防管理団体及び水防区本部で水防を行った箇所毎に作成すること。
 - 1) 各水防管理団体は、管轄水防区本部長に箇所毎の報告書を2部提出すること。
 - ② 第2号様式 (資料編【Ⅲ-12】参照)
 - 7) 水防区本部長は、各水防管理団体より提出された第1号様式の報告書を集計して、第2号様式の報告書を作成すること。
 - 1) 第2号様式の報告書に、第1号様式の報告書1部を添付して水防本部長(河川課取扱い)あて提出すること。

第 12 章 水 防 管 理 協 定 等

(1) 他県との水防管理協定

① 他県との水防管理協定

水防法第 7 条第 3 項の規定により下記のとおり協定する。

7) 福岡県との協定 (S 4 6 . 7 . 3 0)

当該県管轄の地域においては、当該県の水防管理団体で管理することとし、その立地条件により水防法第 2 3 条の規定に基づく応援については、自己の責任区域の水防に支障のない範囲でこれに応ずるものとする。

〔 熊本県：関川、福岡県：諏訪川 〕

4) 大分県との協定 (S 4 7 . 4 . 1 0)

当該県管轄の地域においては、当該県の水防管理団体で管理することとし、その立地条件により水防法第 2 3 条の規定に基づく応援については、自己の責任区域の水防に支障のない範囲でこれに応ずるものとする。

〔 熊本県、大分県：大野川 〕

(2) 九州地方整備局との災害時の応援に関する協定

災害対策基本法第 7 7 条に関して国土交通省所管施設における大規模な災害時の応援について協定を締結している。(H 2 3 . 2 . 2 8)

応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するもの。

- ① 施設の被害状況の把握
- ② 情報連絡網の構築
- ③ 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- ④ 災害応急措置
- ⑤ その他必要と認められる事項

第 13 章 河川管理者の水防管理団体への協力

(1) 河川管理者の協力（国土交通省九州地方整備局）

河川管理者九州地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 水防管理団体への河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、C C T V の映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- ② 重要水防箇所の手点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態における応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- ⑤ 水防管理団体及び水防協力団体の人材が不足するような緊急事態における水防に関する情報又は資料の収集及び提供するための職員の派遣
- ⑥ 水防活動の記録及び広報

(2) 河川管理者の協力及び援助（県）

河川管理者県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- ① 水防管理団体への県管理河川に関する情報の提供

- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態における応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- ⑤ 水防活動に関する情報又は資料の収集及び提供
- ⑥ 水防活動の記録及び広報

第 14 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

- (1) 国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。
洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は資料編【Ⅲ-15】のとおりである。
- (2) 市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ③ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ) 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- (3) 水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。
また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。
市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (4) 水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の

確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施し、その結果を市町村長に報告 するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- (5) 水防法第15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第 15 章 水 防 協 力 団 体

- (1) 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、(2)に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる と認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

- (2) 水防協力団体の業務

- ① 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ③ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ④ 水防に関する調査研究
- ⑤ 水防に関する知識の普及、啓発
- ⑥ 前各号に附帯する業務

- (3) 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第 3 2 条の 3)